

沖縄防衛局達の形式等に関する規則を次のように定める。

平成 19 年 9 月 4 日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局達の形式等に関する規則

改正 平成 24 年 4 月 6 日沖縄防衛局達第 1 号

平成 31 年 4 月 26 日沖縄防衛局達第 3 号

令和 5 年 3 月 31 日沖縄防衛局達 2 号

(通則)

第 1 条 沖縄防衛局長（以下「局長」という。）の定める業務処理に関する規則、要領、基準その他準則等規範的な性格を有する命令は、沖縄防衛局達とし、その形式等については、この規則の定めるところによる。

(作成の基準)

第 2 条 沖縄防衛局達の案を作成する場合には、防衛省訓令等と矛盾しないように注意し、関係規則等との調整を図りながら、定めるものとする。

(形式)

第 3 条 沖縄防衛局達の形式は、別表に定めるところによるものとする。

(用字及び用語)

第 4 条 沖縄防衛局達の用字及び用語は、原則として、法令の例による。

(決裁方法)

第 5 条 沖縄防衛局達を制定する場合には、制定伺いにより、関係部課の合議を経た上、必ず総務課の審査を受けて、局長の決裁を受けるものとする。

(参考資料)

第 6 条 前条の制定の伺いには、参考として参照条文を、それが一部改正の沖縄防衛局達に係るものである場合には、新旧対照表もあわせて添付するものとする。

(沖縄防衛局達台帳)

第 7 条 総務課には沖縄防衛局達台帳を備え、沖縄防衛局達番号、施行年月日、件名、主管部課等を登録するものとする。

(制定の通知)

第 8 条 沖縄防衛局達の制定について局長の決裁を受けた場合には、速やかに当該沖縄防衛局達を各部長、労務管理官、防衛補佐官、会計監査官、防衛事務所長及び各出張所長に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 9 月 4 日から施行し、同年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日沖縄防衛局達第 6 号）

この達は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

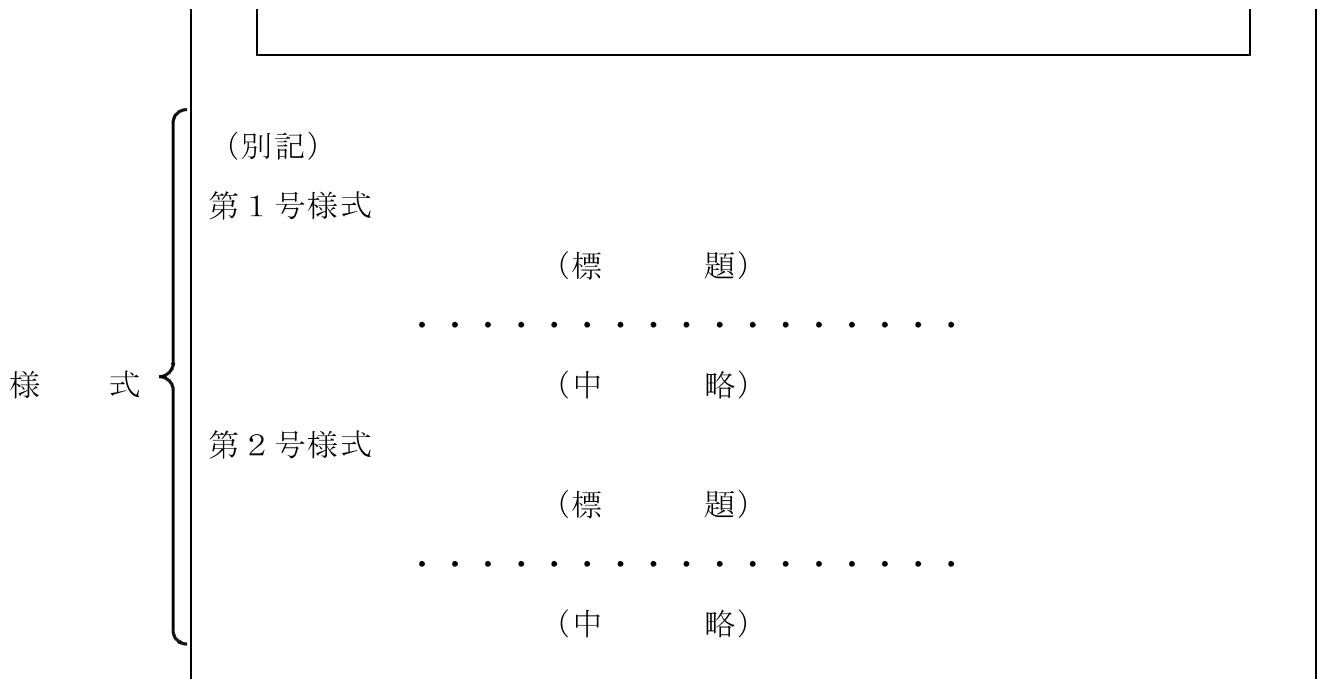
附 則（平成 31 年 4 月 26 日沖縄防衛局達第 3 号）

この達は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日沖縄防衛局達第２号）
この達は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第3条関係）

達 番 号	沖繩防衛局達第 号	
制 定 文	〇 に関する達を次のように定める。	
題 名	〇〇令和 年 月 日	
	沖繩防衛局長〇氏 名〇	
目 次	〇〇〇 に関する達	
	目次	
	〇第1章〇 (第1条・第2条)	
	〇第2章〇	
	〇〇第1節〇 (第3条―第6条)	
	〇〇第2節〇 (第7条―第10条)	
	(中略)	
	〇附則	
	〇〇〇第1章	
	〇 (.)	
	第1条〇	
	〇 。	
	第2条〇 。	
	2〇	
	〇 。	
	〇 (1) 〇	
	〇〇 。	
	〇 (2) 〇 。	
	(中略)	
	〇〇〇附〇則	
	〇 。	
	別表	
	〇	



- 1 沖縄防衛局達の形式は、左横書きとするほか、原則として、法令の例によるものとする。
- 2 達番号は、「沖縄防衛局達第 号」の例により記載するものとし、暦年ごとの一連番号を付するのを例とする。
- 3 制定文中には、できる限り、当該沖縄防衛局達の根拠となる規定を明示するものとする。

例1 (委任規定の場合)

・・・訓令（〇〇年防衛省訓令第〇号）第〇条の規定に基づき、・・・・・・に関する達を次のように定める。

例2 (実施規定の場合)

・・・訓令（〇〇年防衛省訓令第〇号）第〇条を実施するため、・・・・・・に関する達を次のように定める。

例3 (委任規定と実施規定が併存する場合)

・・・訓令（〇〇年防衛省訓令第〇号）第〇条の規定に基づき、及び同達第〇条を実施するため、・・・・・・に関する達を次のように定める。

例4 (一部改正の場合)

・・・訓令（〇〇年防衛省訓令第〇号）第〇条の規定に基づき、・・・・・・に関する達の一部を改正する達を次のように定める。

例5 (根拠が明示できない場合)

・・・に関する達を次のように定める。

4 題名は、「〇〇に関する達」、「〇〇規則」等とし、当該沖縄防衛局達の内容を簡潔に表現するものとする。

5 目次は、本則の内容が簡単な場合には付けないことができる。ただし、本則を章節等に区分する場合には、必ず付けるものとする。

目次には、章節等ごとに、その章節等のそれぞれに属する条文の範囲を、括弧書きで示す。この括弧は、目次の区分の最小の単位の部分に付ける。また、括弧書きの条文が3条以上にわたる場合には、例えば、「(第1条―第5条)」のように「―」でつなぎ、2条の場合には、例えば、「(第1条・第2条)」のように「・」でつなぐものとする。

6 本則は、内容が簡単な場合を除き、条をもって示し、必要のあるときは、章節等に区分する。

7 各条の見出しは、条文の内容が簡単な場合を除き付けるものとし、連続する2以上の条文が類似した内容のものであるときは、当該条文の最初のものにまとめて付けることができる。

8 1の条に更に、規定の内容によって区分する場合には、これを項に分ける。項を立てることを要しない程のものは、条を1の項とし、文章を前段と後段に分ける。

条中の項は、第2項から項の上に算用数字で2、3、4、・・・と順を追って項番号を付ける。

9 条または項の中において事物の名称等を列記する場合には、号を用い、(1)、(2)、(3)、・・・をもって表す。

10 沖縄防衛局達中、他の法令名、防衛省訓令名または他の沖縄防衛局達名を引用する場合には、当該法令等の題名を掲げ、次に法令番号等を「(〇〇年法律第〇号)」のように括弧書きにし、通達名等を引用する場合には、当該通達等の題名を掲げ、次に文書番号等を「(文書番号。年。月。日)」のように括弧書きにする。

ただし、1の沖縄防衛局達中に同一法令等を2回以上引用する場合には、最初の引用の場合だけ法令番号等を括弧書きにすることとし、2回目以後の引用には、題名だけを掲げる。

例6 (法令等名を引用する場合)

・・・に関する法律（〇〇年法律第〇号）

例 7（通達等名を引用する場合）

・・・について（沖防第〇号。19.9.4）

1 1 附則には、当該沖縄防衛局達の施行期日、適用期日、経過規定等本則に付随して沖縄防衛局達の付随的な内容を規定する。

1 2 附則が1の項だけの場合には、項の番号は付けず、2以上の項で成り立っている場合には、第1項から項の上に算用数字で1、2、3、と順を追って項番号を付ける。

1 3 附則には、原則として、施行期日に関する規定、沖縄防衛局達の廃止に関する規定、経過規定、他の沖縄防衛局達の一部改正に関する規定、その他の規定の順序で規定する。

1 4 施行期日の書き方は、次の例による。

例 1（決裁の日以後施行し、適用する場合）

この達は、〇〇年〇月〇日から施行する。

例 2（さかのぼって適用する場合）

この達は、〇〇年〇月〇日から施行し、同年〇月〇日から適用する。

1 5 表は、数字が並ぶ場合、同性質の規定を列举する場合等に、理解しやすくする方法として用いる。

1 6 表には、原則として、外わくを付けるものとし、表の縦の区切りを項といい、横の区切りを欄という。

1 7 別表として、表を付ける場合には、その表の意味、読み方等を本則等の中に規定する。

1 8 別表には、特に標題を付ける必要がある場合を除き、原則として標題を付けない。

1 9 様式は、申請書、契約書、補償調書等の形式を一定のものに統一して表示する場合に用いるものとする。